

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年11月10日に開催した令和7年度第1回成田市地域公共交通会議 運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ① 運賃は中学生以上200円、小学生100円の均一とする。
 - ② 未就学児は無料とする。
 - ③ 障害者手帳所持者は無料、介護人についても1名まで5割引（100円）とする。
 - ④ 回数券は、100円券11枚綴りが1,000円、200円券11枚綴りが2,000円とする。
 - ⑤ 定期券は、1カ月あたり、小学生1,000円、中学生2,000円、高校生3,000円とする。

- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域
成田市コミュニティバス 遠山ルート

- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
運行開始：令和8年4月1日

- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
京成バス千葉イースト株式会社

令和7年11月10日
成田市地域公共交通会議
運賃協議分科会
分科会長 山崎 勲